



# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## 中小企業にも大きな影響を与えている 「円高」の進行

### ◆経済産業省の調査結果から

現在、企業の想定レートを上回るほどの円高が続いており、日本経済に大きな影響を与えていますが、経済産業省では、今年 8 月に実施した「現下の円高が産業に与える影響に関する調査」の結果を発表しました。

この調査には、大企業製造業 61 社、中小企業製造業 83 社、非製造業 10 社が回答していますが、以下では主に中小企業への影響について見ていきます。

### ◆「円高」の中小企業への影響

上記の調査結果から、円高の中小企業への影響は次のように分析されています。

- ・現在の円高水準では、減益となる企業が 7 割強に上り、半年間継続した場合には減益を予想する企業が 8 割を超える。
- ・主な減益の原因として、「値下げ要請」、「他国企業との競争激化」等が挙げられている。
- ・現在の円高水準での対応策としては、「経営努力等によるコスト削減」や「取引の円建て化」で対応を考える企業が多いが、為替水準が継続した場合は「海外生産比率の増加」を検討する企業が増える。
- ・外国から海外進出の誘致を受けている企業もある。国別では中国が多く、アジアを中心に日本企業への働きかけがある。

### ◆助成金の支給要件緩和

厚生労働省では、円高の進行に対応するため、今月上旬に「雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）」の支給要件緩和を発表しました。

10 月 7 日から、円高に応じて雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）を利用する場合、「最近 3 カ



月の事業活動が縮小していること」としている支給要件について、確認期間を「3 カ月」から「1 カ月」に短縮するとともに、「最近 1 カ月の事業活動が縮小する見込み」であっても、利用手続の開始を可能としました。

## 40 代…育児と介護が重なってしまったら

### ◆会社内で責任が増す世代

一般的に「40 代」は職場での仕事に責任が増す世代ですが、子供がまだ小さく育児に時間をとられ、さらに親の介護が必要となったようなケースでは、一気に不安定な状況に陥りがちです。

共働きの世帯も多い中、社員にとってはどのようにやりくりするかが大きな問題ですが、会社による支援も重要です。

### ◆重くのしかかる介護の負担

厚生労働省の「介護保険事業状況報告」によれば、全国の 65 歳以上の「要介護・要支援認定者」は約 462 万人（暫定値。2011 年 4 月末時点）です。

また、2010 年の「国民生活基礎調査」によれば、要介護・要支援者と同居している主な介護者

の年齢層は50～60代が多く、40代は8.3%と割合としては多くありません。しかしながら上の年代と比べると子供が小さいケースも多いだけに、いざ介護を行わなければならなくなったときの負担は決して軽くありません。

また、「人口動態統計」によれば、35～44歳の母親から生まれた子供の数は2010年に25万4,710人で、1985年時点と比べると約2.5倍となっています。10歳以下の子供を持つ40代女性は急増しているのです。

#### ◆介護保険料の支払いも始まる

40歳からは介護保険料の支払いも始まりますので、40代は自分も当事者であると考え、介護の不安を不安のままにとどめず、一歩踏み出さなければならぬ時期です。

両親に「在宅」か「施設入所」かの希望を聞いたり、親族と介護の分担などについて話し合ったり、将来に備えて会社に相談もし、介護で使える制度や支援の確認をすることも必要です。

#### ◆社員が相談しやすい環境整備を

共働きの家庭において育児・介護が重なった場合、やむなく離職や転職を選択する人もいます。しかし、40代における収入減は人生設計に大きな影響を及ぼすため、会社を辞める判断をする前に会社に相談するのが良策です。

会社にとっても有能な人材の流出は大きな損失であるため、社員からの相談に応じられるよう環境を整備することも必要と言えるでしょう。

### 11月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降

に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

#### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請の提出 [税務署]

#### 30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

#### ～当事務所よりひと言～

気候が落ち着いてきて、だいぶ過ごしやすくなってきました。

“〇〇の秋”とは良くいったもので、猛暑と節電の夏が終わり、こんな穏やかな日が続くと色々とやりたいことが出てきます。

以前から好きだった、作家東野圭吾さんの本をまとめて読んだり、ゴルフの練習に励んだり、家具を注文して組み立てたりと、充実した時間を過ごしています。

また、先日、テレビ東京「アド街ック天国」で紹介されていた桐生市のレストラン「芭蕉」も気になったので、家族で行ってみました。棟方志功の壁画を始め、なかなかの雰囲気が楽しめました。

オンとオフを上手く切り替えやすいこの時期に元気な気持ちを充電して、冬を乗り越えたいと思います。